



県 章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料込)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*52 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)

*53 和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 ()

*54 和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則 ()

○ 公安委員会規則

*12 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

*13 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

450 平成17年度和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課)

規 則

和歌山県規則第52号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則(昭和35年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項第2号イ中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同条第25項を同条第26項とし、同条中第17項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、同条第16項中「基準は」の次に「、第11項第2号の規定の例によるほか」を加え、同項第2号中「であって、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」を削り、同項を同条第17項とし、同条中第11項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 条例第13条第3項第1号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係

る場所以外の場所においてはその目的が達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築若しくは増築にあっては、この限りでない。

(2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。第23条第10号中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改める。

第26条第10号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

別記第1号様式、別記第6号様式及び別記第11号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に和歌山県立自然公園条例第13条第3項の規定による許可の申請をしている行為については、改正後の第22条の2第11項の規定は、適用しない。

和歌山県規則第53号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則(昭和49年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ(ナ)中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第16号」に改め、同号ウ(フ)中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同条第3号エ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第15条第9号才中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同号カ中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第54号

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則(平成11年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号オ及びカ中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同項第2号ウ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改め、同項第6号オ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第12号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表近畿自動車道(松原那智勝浦線)の項中「海南市藤白」を「有田郡吉備町大字水尻字中坪84番」に改め、同表一般国道42号(海南湯浅道路)の項を削る。

別記様式第12号及び別記様式第13号を次のように改める。

平成17年4月1日(金曜日)

別記様式第12号(第17条関係)

道路使用許可条件の追加通知書
変更第 号
年 月 日

殿

警察署長 団

年 月 日付第 号による道路使用許可の際に付した条件は、次のとおり追加します。

条件

理由

教示事項

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会(和歌山県警察本部交通部交通規制課経由)に対し審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第13号（第18条関係）

道路使用許可取消通知書
効力の停止

第 号

年 月 日

殿

警察署長 団

年 月 日付第 号による道路使用許可は、次のとおり

取消しをします。
効力の停止

取消しの日又は 効力停止の期間	年 月 日 年 月 日
理 由	
教 示 事 項	<p>この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部交通部交通規制課経由）に対し審査請求することができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>

和歌山県報 号外 (2)

平成17年4月1日(金曜日)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第13号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

下津幹部 交番 (海南市 下津町下 津515番 地の1)	下津受持 (海南市下津 町下津)	海南市のうち 下津町小原、下津町上、下津町鰐川、下津町 小畠、下津町下津
	加茂郷警察官 駐在所 (海南市下津 町黒田)	海南市のうち 下津町黒田、下津町小南の一部、下津町塩 津、下津町下、下津町丸田の一部
	方警察官駐在 所 (海南市下津 町方)	海南市のうち 下津町大崎、下津町方、下津町丸田の一部、 下津町丁
	橋本警察官駐 在所 (海南市下津 町橋本)	海南市のうち 下津町青枝、下津町市坪、下津町梅田、下津 町大窪、下津町興、下津町笠畑、下津町 橋本、下津町沓掛、下津町小松原、下津町 小南の一部、下津町曾根田、下津町中、下津 町引尾、下津町百垣内

別表第1和歌山県有田警察署の部下津幹部交番(海草郡下津
町大字下津515番地の1)の款を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第450号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき平成17年度において和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定めた。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村 良樹

1 営業種別

別表1のとおり

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号。以下「資格審査要綱」という。)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登載されているものであること。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人
和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県海南警察署の部野上幹部交番(海草郡野上町動木1390番地の3)の款の前に次のように加える。

167条の4第1項の規定に該当する者

- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
- (6) 契約の履行が困難と認められる者

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができる。

- (1) 経営状況等に関する次に掲げる所定の調書
 - ア 経営規模及び経営状況等総括表
 - イ 営業種目及び契約履行状況調書
 - ウ 印刷業を営んでいる者にあっては、印刷業者業務調書
- (2) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

和歌山県報 号外 (2)

平成17年4月1日(金曜日)

イ 和歌山県が課する県税全税目 ウ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)	載すること。 7 資格審査の結果の通知 申請者には、資格審査の結果を文書により通知する。
(5) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)	8 競争入札参加資格の有効期間 競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成18年7月31日までとする。
(6) 所定の取扱品目一覧表 (7) 所定の使用印鑑届 (8) 所定の誓約書	9 競争入札参加資格の有効期間の更新手続 競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成18年4月頃に競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る告示を行う予定であるので、当該告示に基づき申請書類を提出すること。
(9) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類 又はその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。) (10) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その所定の委任状	10 競争入札の公示の方法 特定調達契約に係る競争入札を行う場合は、和歌山県報により公告する。
(11) 所定の所在地見取図 (12) その他知事が必要と認める書類	11 問い合わせ先 和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 (073)441-2291
4 申請書類の提出先及び申請書類の用紙の交付請求先	
(1) 申請書類の提出先 別表2に掲げる県の機関のいずれかに提出しなければならない。	
(2) 申請書類の交付請求先 別表2に掲げる県の機関のいずれにおいても請求できる。	
5 申請書類の申請の時期	
(1) 申請者は、申請書類を原則として次に掲げるいずれかの期間に提出しなければならない。 ア 平成17年5月2日(月)から同月31日(火)まで イ 平成17年11月1日(火)から同月30日(水)まで ウ その他知事が必要と認め、別に定める期間	
(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)に係る入札に参加を希望する者は、前号の規定にかかわらず、隨時に、申請書類を提出することができる。この場合において、当該入札に参加を希望する者は、前項第1号の規定にかかわらず、和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課に所定の競争入札資格審査申請書を提出しなければならない。	
(3) 前号の場合において、その特定調達契約に係る競争入札の開札の日時までに資格審査を終了することができないときがある。そのときには、あらかじめ、その旨を当該入札に参加を希望する者に通知する。	
6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨	
(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。	
(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。	
(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記	

別表1(第1項関係)

営業種別表

営業種目番号	営業種目名	品目(例示)
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用 紙 類	和紙、上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	湿式、乾式、P P C用紙、P P C用紙(再生紙)等
4	情報処理用機器	汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、A V機器、ワードプロセッサー、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	タイプライター、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、複写機、軽印刷機、O H P、加算機等
6	印 章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽 器	和楽器、楽譜、レコード、C D、洋楽器等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミ シ ン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写 真 機	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什 器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、いす等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ安樂いす等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等
17	厨 房 機 械 器 具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係、冷凍・冷蔵関係等
18	荒 物 雑 貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維製雑貨類、トイレットペーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクションホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊 維 製 品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝 具	布団、毛布、敷布等
23	ベ ッ ド	一般用、医療用

24	帽 子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等
28	家庭用電気機器	映像、音響(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係(ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))、家事・調理(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、板金等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、部品及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPGガス(許可業者に限る。)、酸素、高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、パケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器	じんあい 水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、碎石、再生碎石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年堀、ブロック等

48	木 材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鐵鋼・非鐵製品	鋼材、钢管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ・金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建 築 金 物	建築金物、大工道具、工具、塗料、ガラス（机上ガラスを除く。）等
51	仮 設 資 材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道 路 標 識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・廣告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、廣告宣伝用品（委託業務に属する企画・デザインを除く。）、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等） 検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒含む）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 (許可又は届出業者に限る。)
55	医 療 用 薬 品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 (許可業者に限る。)
56	衛 生 材 料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 (医療用器具、局方品を扱う者のみ許可又は届出業者に限る。)
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料含む。）等 (届出業者に限る。)
58	防 疫 剂	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 (届出業者に限る。)
59	工 業 薬 品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等 (毒物・劇物に該当するものを扱う場合は許可を受けた者に限る。)
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルエンス、消火器（薬品のつめ替えを含む。消火器を扱う者のみ届出業者に限る。） その他消防・防災用品
61	警 察 用 品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店・総合商社	全品目（ただし、総合商社については定款に定める範囲）
63	造 園 資 材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材
64	食 品 関 係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他の物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	軽印刷・オセッタ印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、O C R・O M R 伝票用紙、帳票類、通知書類
69	特 殊 印 刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳
70	複 写 業 務	青写真、コピー、マイクロ写真、D P E、光ディスク入力

平成 17 年 4 月 1 日 (金曜日)

71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	いすカバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 (確認済み証を受けた者に限る。)
74	清掃用品取り替え	化学ぞうきん、モップ、芳香剤、防炎マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買壳	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等 (許可を受けた者に限る。)

別表2(第4項関係)

調達業務を所掌する県の機関	調達の区分及び管轄区域
総務部総務管理局 総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2291	特定調達契約に係る調達(医科学分を除く。)並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の出先機関等の調達
那賀振興局県民行政部総務課 〒649-6223 那賀郡岩出町高塚209 TEL 0736-61-0005	那賀郡に所在する県の出先機関等の調達
伊都振興局県民行政部総務課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-4900	橋本市及び伊都郡に所在する県の出先機関等の調達
有田振興局県民行政部総務課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の出先機関等の調達
日高振興局県民行政部総務課 〒644-0011 御坊市湯川財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の出先機関等の調達
西牟婁振興局県民行政部総務課 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町及び串本町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁県振興局県民行政部総務課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局串本建設部総務管理課 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491番地 TEL 0735-62-0755	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の出先機関等の調達
県立医科大学管理課 〒641-0012 和歌山市紀三井寺811番地1 TEL 073-447-2300	医科大学(紀北分院を除く。)の調達 (特定調達契約に係る調達を含む。)
警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部の調達(特定調達契約に係る調達を含む。)